

■第4回下水道審議会における意見と対応

資料1-2

| 分野 | 施策、項目 | 委員 | 意見 | 対応内容 | 対応ページ |
|----------|---------------|------|--|---|----------------------|
| I 暮らし | 「接続率の向上」 | 只友委員 | 接続率の向上に向けて、住民への啓発や検討委員会の設置が書かれており、重要なことだと思う。また、全体として県民と一緒に環境保全を進めていくことを計画に書かれてはどうか。県民の参加を促すということを書かれてはどうか。 | 「③住民への下水道のPRの充実」に、様々な広報活動により、下水道が果たす役割や下水道への接続の理解の促進を図ることを記載しました。 | P19③ |
| | | 片山委員 | 下水道の普及率は数値目標があるが、接続率についても数値目標が設定できないのか。 | 「①下水道接続率の向上による下水道整備効果の確保」に、未接続者への指導や未賦課の調査により、最終的に接続率100%を目指すことを記載しました。 | P19① |
| | | 山元委員 | 接続率について、経営の立場からは相手がいるからこそ目標設定しないとけないと思う。コミットできないということではなく、ぜひ99%達成とか言ってほしいと思う。 | | |
| | 「汚水処理施設の普及促進」 | 松浦委員 | p15の表の下水道普及率は徐々に高くなり、平成57年度97.9%とあるが、p45の表には今後10年で新規整備は完了とあり、この2つの関係を教えていただきたい。 | p15は市町も含めた普及率で、p45は流域下水道の事業を示しています。(当日説明済み) | P15表3-1-2、P46表3-2-39 |
| | | 岸本委員 | p15の表には下水道普及率は97.9%とあるので、2.1%はその他ということとなり、合併浄化槽については記載されていないが、最終ゴールとして合併浄化槽は残るのか。 | 合併処理浄化槽が1%程度残ります。(当日説明済み) | P15表3-1-2 |
| | 「汚水処理の仕組み」 | 清水委員 | p11の図に流域下水道と公共下水道という言葉が出てくるが、その注釈が記載されているか。記載されていないければ追加したほうがいいのか。 | P9に流域下水道と公共下水道の概念図と注釈を記載しました。 | P9図3-1-1 |
| II 安全・安心 | 「地震対策」 | 宮本委員 | 「大規模地震の発生確率の上昇」とあるが、最近特に上昇した気がないので、表現を適正化したほうがいいのか。 | 現状と課題の表題「地震リスクの増加」を改め、「大規模地震リスクの顕在化」と記載しました。 | P37「現状と課題」表題 |
| | | 只友委員 | 「地震リスクの増加」とあるが、地震リスクの上昇自体をこの審議会で評価したわけではないので、「地震リスクが高まっているという評価が高まっている」という表現がよいのではないか。 | | |
| | | 松井会長 | 「地震リスクの上昇」という表現は簡略に書いてしまっているので検討されたい。 | | |

| 分野 | 施策、項目 | 委員 | 意見 | 対応内容 | 対応ページ |
|---------|-----------------|------|--|--|------------------|
| Ⅱ 安全・安心 | 「地震対策・マンホールトイレ」 | 西野委員 | ①マンホールトイレは、市民にはどこにあるのかわからないと思う。広報材料としてはとても良いと思うので、ハザードマップとともにマンホールトイレがどこにあるかを防災部局と連携して広報すればいいのではないか。 ②マンホールカードもカードのあいているところにマンホールトイレの場所を広報するなど、複数のチャンネルを使って発信するのが重要だと思う。 | ①、⑤マンホールトイレの整備とあわせて、ハザードマップにマンホールトイレ箇所の掲載を反映するよう、防災部局と調整します。 ②マンホールカードを活用した情報発信等も今後検討します。 ③、④「耐震対策等の推進(ソフト対策)・マンホールトイレの整備」に、防災部局と連携し、学校や公園等の避難所にマンホールトイレの整備を進めることを記載しました。 ③防災訓練等の機会に、マンホールトイレの組立て訓練等を実施することを記載しました。 | P45「マンホールトイレの整備」 |
| | | 只友委員 | ③マンホールトイレを住民が実際に使えるようになるということが大事だ。マンホールトイレを何個つくったというよりかは、うちの避難所の小学校は使えるということがわかっていて、実際に住民自身でそれが設置できて使えるようになっていることの方が大事である。住民が設置する手順でないといけないと思う。マンホールトイレの普及について、防災部局と連携して県としての目標値をつくるべきではないか。 | | |
| | | 清水委員 | ④マンホールの蓋を開けないといけないので一般住民にしてもらうのは難しい。設置場所は避難所の近くや小学校とかになるので、遠い人はどうなるのかという問題がある。災害のとき必要なものは、水、食料、電気、トイレであるが、水や食料は少し我慢できてもトイレは我慢できない。1日以内でも遅いのではないか。 | | |
| | | 原田委員 | ⑤マンホールトイレもぜひハザードマップに記載するなどして広めてほしい。 | | |
| | 「浸水対策」 | 西野委員 | 近年浸水被害が多いということだが、1980年代以降の下水道を整備した時期というのは、洪水被害が少なかった時期ではないか。それ以前の1960年代や1970年代は洪水がたくさんあったように思うので、長期的な視野で記載されたらどうか。 | 1900年以降の浸水被害について確認し記載しました。また、現状と課題の表題「浸水リスクの増加」を改め、「浸水リスクの顕在化」と記載しました。 | P24 P23 |
| | | 岡本委員 | 集中豪雨の際、側溝が排水しきれず、宅地に濁水が流れ込んでくる。側溝の整備が最も大事だと思う。 | 雨水の排除は、下水道管や道路側溝等により排除します。汚水の整備が一定進んだことから、今後は雨水の整備を進めていきます。(当日説明済み) | |
| | | 只友委員 | 防災や環境について、総合的な政策を実施していくためには、他部局と協力しながら進めていく必要があると思うので記述願いたい。 | 「4. 施策展開の視点」に住民や他部局との協働により、施策を進める必要があることを記載しました。 | P110 |

| 分野 | 施策、項目 | 委員 | 意見 | 対応内容 | 対応ページ |
|---------|------------|------|--|---|------------|
| Ⅱ 安全・安心 | 「不明水対策」 | 片山委員 | 不明水対策について数値目標が設定できないか | 降雨の場所と強さによって污水管に入る雨水量が変わるため、定量的な目標が難しく、行動目標にならざるを得ません。(当日説明済み) | |
| | | 宮本委員 | ①県の管路に不明水はないと聞いているが、県も調べて頂きたい。 ②守山市では不明水率が20%と高いが、県の不明水量は引かれた計算なのか。 | ①県の管路に不明水は全くないとは考えていません。5～7年に1回点検しているの、その結果を共有していきます。 ②県の不明水は引いて計算しています。(当日説明済み) | |
| | 「老朽化対策」 | 山元委員 | 将来の収支や施設の老朽化を考えると、ICT、IoT、ストックマネジメントとも連動するが、台帳やデータベースはどの程度整備されているか。 | 下水道台帳は、県、市町ともに整備しているが、紙ベース、電子化はまちまちです。県のシステムも改良を考えています。(当日説明済み) | P51 |
| Ⅲ 環境 | 「下水熱の有効利用」 | 西野委員 | 要北部浄化センターの放流先では、下水道の熱により外来植物などが増えやすい環境となっていることが懸念される。下水熱を有効利用して直接放流しないよう対策を検討して頂きたい。 | 以前に、付近の農業ハウスの暖房に使用できないか検討したが、需要がなく難しかった。東北部浄化センターの放流は旧港湾に放流しているので、下水熱の利用とあわせて温度を下げるという点について今後検討します。(当日説明済み) | P70、72 |
| | 「水環境の向上」 | 宮本委員 | 現行の「凝集剤添加活性汚泥循環変法」から「ステップ流入式多段硝化脱窒法」への移行は、超高度処理を前提にしたものではないことを確認したい。滋賀県の下水道が高度処理を実施しているのは、すばらしいことではあるが、一定の負担が伴うため、費用対効果を含めて説明が必要である。 | ・窒素除去率向上の高度処理方式の転換については、費用負担の増加とはならないことを記載しました。 ・高度処理の導入による汚濁負荷量の減少効果について記載しています。 | P66 P61 |
| | 「汚泥の有効利用」 | 宮本委員 | 「汚泥焼却灰の有効利用用途の検討」とあるが、焼却灰の有効利用が汚泥の有効利用かわかりにくい。 | 「汚泥の有効利用」と表記を改めました。 | P67 |
| | 「温室効果ガス」 | 清水委員 | 平成24年から温室効果ガスの排出量が急激に増えている。増えた理由を記述願いたい。 | 東日本大震災以降、原子力発電の長期停止に伴う火力発電量の大幅な増加により、平成24年度以降のCO2排出量が増加していることを記載しました。 | P74 |

| 分野 | 施策、項目 | 委員 | 意見 | 対応内容 | 対応ページ |
|--------|--------|------|---|--|------------------|
| IV経営管理 | 「財政運営」 | 中島委員 | 洪水時の不明水だけでなく、晴天時にも不明水はある。不明水や不明水率、有収率などの使い分けが必要ではないか。 | 有収率は、「有収水量」として、料金収入の対象となった水量を使用しています。 | P93 |
| | | 宮本委員 | 「負担の公平性確保」と記載があるが、別の処理区に費用負担を求めるのは違うのではないか。負担の公平性なのか負担の軽減を講ずるのか。 「高度処理の負担金単価のあり方を検討する」という記載があるが、どういう意味か。早く整備したところは払ってきているので、ルールを公平にすべきと思う。 「公共性の高い高度処理に関する料金格差の是正可能性について検討」について、全体の理解が得られるように慎重にしていきたい。 | 負担金のあり方については、市町によって様々な意見があり、今後研究すべき課題でありますので、今回の下水道ビジョンには記載しません。 | P97 |
| | 「人材育成」 | 上村委員 | 下水道職員の人材不足の記載があるが、そのようなことにならないようにしていきたい。 | 行政改革の中で人員が少なくなっているのは事実ですが、サービスが維持できるように、企業との協働や職員の能力向上に取り組んでまいります。(当日回答済み) | P91 |
| V共通 | 「住民協働」 | 只友委員 | ①下水道は環境の改善や住民生活の向上に資するというのが最大の目的なので、災害時にも使用できることが重要である。市町や町内会と連携しながら総合的に考えていく必要があることを記載いただきたい。 ②「計画段階から住民等と情報を共有する」とあるが、情報を共有するのではなく、目標を共有するのではないか。 | ①「見える化や協働の推進」に、住民協働により、施策を進める必要があることを記載しました。 ②「計画段階から住民等と情報を共有する」を、「計画段階から住民等と情報・目標を共有する」に修正しました。 | P106 P102 |
| | | 宮本委員 | 小学校の見学会は多くあるが、自治会の見学会も実施して頂きたい。下水道への理解もより進むと思う。 | ご意見のとおり、自治会等地域住民を対象とした見学会についても今後開催していきます。 | |

■「滋賀県下水道中期ビジョン中間見直し(案)」に対する意見と対応(市町)

| 市町 | 分野 | 該当箇所 | 修正・追加・意見 | 理由・根拠等 | 対応内容 |
|-----|--------|--------------------------------|--|--|---|
| 大津市 | Ⅱ安全・安心 | P43 図3-2-34 マンホールトイレの管理個数 | 文言修正： マンホールトイレの管理個数 ↓ マンホールトイレ(受入口)の管理個数 | マンホールトイレの管理個数との記載であると、上部構造物のマンホール設置のトイレ個数と勘違いをしよう。表中の数値は受入口の個数であると思われるため、受入口と明記した方がよい。なお、本市であれば下部受入口60基を下水道部で管理し、上部のトイレ40基は環境部と防災関係課で管理している。 | 意見のとおり修正 |
| | Ⅲ環境 | P65 合流式下水道の改善・・・本文2行目 | 文言修正 「高速凝集沈殿池の整備が平成25年度に完了しています。」 ↓ 「高速凝集沈殿処理施設が平成25年度に完成しました。」 | 名称の修正 | 意見のとおり修正 |
| | | P66 ④合流式下水道計画的な改善(市町)・・・2行目 | 文言修正 「高速凝集沈殿池の整備が平成25年度に完了」 ↓ 「高速凝集沈殿処理施設が平成25年度に完成」 | 名称の修正 | 意見のとおり修正 |
| | | P70 ④下水熱利用の状況 | 本文再下段より4行目「～ており」の前に空白が存在するため削除 | 体裁修正 | 意見のとおり修正 |
| | | P71 ⑤下水道施設空間の有効利用状況 | 本文1行目「流域下水道～」の前に空白が存在するため削除 | 体裁修正 | 意見のとおり修正 |
| | | Ⅳ経営管理 | P84 ②処理施設の統廃合の必要性 | 中段枠内に接続実績欄があるが、大津市の桐生地区の接続実績の記載がないため追記願いたい。 | 文言追記 |
| 日野町 | I暮らし | 頁22の整備目標の設定で、最終目標の表示について。 | 最終目標の年次は、平成57年度と理解してよろしいか。他にも頁78、頁81にも最終目標の表示がありますが、平成57年度と理解してよろしいか。 | 頁15の①整備目標の設定(市町)で、「平成57年度:100%とする整備目標」と明記されているため。 | 「滋賀県汚水処理施設整備構想2016」の考え方と同様に、最終目標値は平成57年度100%としています。 |

■「滋賀県下水道中期ビジョン中間見直し(案)」に対する意見と対応(県関係部局)

| 担当課 | 分野 | 該当箇所 | 修正・追加・意見 | 理由・根拠等 | 対応内容 |
|---------|---------|---|---|--|---|
| 防災危機管理局 | Ⅱ 安全・安心 | p38上段から3行目 なお本県は…されています。 | なお、本県は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、19市町が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。 | ・平成26年3月31日官報告示21号滋賀県全域が推進地域に指定されています。 ・平成25年11月29日一部改正された南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいています。 | 意見のとおり修正 |
| 流域治水政策局 | Ⅱ 安全・安心 | P26 表3-2-1.市町別浸水対策事業の実施状況 | 地先の安全度マップを基にした内水ハザードマップの作成状況であれば平成27年度現在は「14/17市町」と考えられますので参考まで ・作成していない市町 近江八幡(安土町域のみ作成)、竜王町(H28作成予定)、愛荘町(H28公表) | 地先の安全度マップを基にした内水ハザードマップの作成状況は下記のとおり(H27照会) ・H27年度 : 15/19市町 ・作成していない市町 近江八幡(安土町域のみ作成)、竜王町(H28作成予定)、愛荘町(H28公表)、甲良町 | 甲良町、豊郷町も含めた実施状況としました。 H27末策定:15/19市町 |
| | | P26、P29 | P26の注記に「甲良町、豊郷町は内水ハザードマップの作成が必要な浸水地域が無い」、「豊郷町は浸水地域が無い」との記載があるが、地先の安全度マップにおいては内水による浸水リスクが存在する。 P29には「市町でも、地先の安全度マップを活用すること等により、内水ハザードマップを作成・公表し…」とあることから、記載内容の整合について確認いただきたい。 | 別添資料:地先の安全度マップ(1/10、1/200) | 同上 |
| 温暖化対策課 | Ⅲ 環境 | p74 3-3-3.地球温暖化対策 ①低炭素化社会の実現のために 本県では、滋賀県低炭素社会実現のための行程表をもとに県条例を制定し、これに基づいて温室効果ガスの排出量の抑制策を実施しています。 | 本県では、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例および滋賀県低炭素社会づくり推進計画に基づいて温室効果ガスの排出量の抑制策に取り組んでいます。 | 条例や計画に基づき実施しているため | 意見のとおり修正 |
| | | p74【行程表とは】の囲み部分 | 削除 | 現在、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例および滋賀県低炭素社会づくり推進計画を見直しており、50%目標も変更となるため | 意見のとおり修正 |
| 農村振興課 | I 暮らし | P10表 | 表中の文字の色を変える、またはずらす等して読みやすいように修正していただきたい。 | 文字と絵が重なっており、読みづらいため。 | 意見のとおり修正 |
| | Ⅱ 安全・安心 | P33 8行目～ | 「下水道不明水対策委員会」から「下水道不明水対策検討委員会」と修正していただきたい。 | 「検討」が抜けているため。 | 意見のとおり修正 |

| 担当課 | 分野 | 該当箇所 | 修正・追加・意見 | 理由・根拠等 | 対応内容 |
|----------|---|--|---|---|-----------------|
| 琵琶湖政策課 | Ⅲ環境 | 3-3-1(1)①公共用水域の水質 …、双方ともCODは昭和59年以降微増傾向となっており、T-N(全窒素)、T-P(全りん)、透明度は徐々に向上しつつありますが、北湖のT-Pを除いて水質環境基準の達成には至っていません。 | T-N(全窒素)、T-P(全りん)、透明度は改善傾向が見られるものの、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未達成です。特にCODは長期的に見ると流入負荷削減対策と連動した減少傾向は示していません。 | 現段階での琵琶湖水質の評価と合致させるため。 | 意見のとおり修正 |
| | | 一方、河川域の水質環境基準達成状況(BOD)は年々向上しつつあり、平成26年度の達成率は88%となっています | 一方、河川域の水質環境基準達成状況(BOD)は年々向上しつつあり、平成27年度の達成率は88%となっています。 | 最新のデータに更新のため。 なお、平成26年度の達成率は75%、平成27年度の達成率は88%。 | 意見のとおり修正 |
| | | | 水質、赤潮、アオコ、河川グラフをH27年度版に更新すること。 | 最新のデータに更新のため。 | 意見のとおり修正 |
| | | 3-3-1(1)③下水道としての取り組み状況・琵琶湖への流入汚濁負荷量 (一段落目) 琵琶湖のような閉鎖性水域の水質向上を図るためには、富栄養化の抑制を図ることが必要となります。そのためには閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量を削減することが必要となります。 | 琵琶湖のような閉鎖性水域の水質向上を図るためには、流入する汚濁負荷量を削減することが必要となります。 | 水質向上を図るためには、富栄養化の抑制を図る他、様々な取り組みが必要のため。 | 意見のとおり修正 |
| | | 3-3-1(1)③下水道としての取り組み状況・流域下水道における汚濁負荷量の削減状況 (2段落目) しかし環境基準は北湖の全リン(環境基準値0.01mg/L)以外は達成されておらず、アオコの発生も… | しかし、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き達成されておらず、アオコの発生も… | 水質環境基準(生活環境項目)は、pH、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛、ノルフェノール、LASがあり、北湖のDOおよび全りん、全亜鉛、ノルフェノール、LASは環境基準を達成しているため。 ただし、当該ビジョンにおいて、環境基準のうち、COD、全窒素、全りんのみを評価するという前提があるのであれば、原文のままで問題ありません。 | 意見のとおり修正 |
| | | (3段落目) 昭和60年から平成12年頃までのCOD上昇やその後減少しない課題に関しては、… | CODは長期的に見ると流入負荷削減対策に連動した減少傾向を示していないことから、… | 現段階での琵琶湖水質の評価と合致させるため。 | 意見のとおり修正 |
| | | | 「全りん」と「全リン」の表記があるため、統一された方が良い。 | | 「全りん」に表記を統一します。 |
| | 注釈についてp.58「24」BOD」とp.60「24」難分解性有機物」と番号が重複しているため、番号をふりなおされた方が良い。 | | 意見のとおり修正 | | |
| 琵琶湖保全再生課 | Ⅲ環境 | 60頁7-8行目 | 「新たな有害化学物質の登場」 →「新たな有害化学物質の監視」 | マザーレイク21計画の表現と整合させるため。 | 意見のとおり修正 |
| | | 60頁 図3-3-4 | マザーレイク21計画<第2期改訂版>の16頁に示す図に差し替え | 段階的計画目標が、改定時に更新されているため。 | 意見のとおり修正 |

| 担当課 | 分野 | 該当箇所 | 修正・追加・意見 | 理由・根拠等 | 対応内容 |
|------------|---------|--|---|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 南部流域下水道事務所 | Ⅱ 安全・安心 | P34 図3-2-18は誤接続箇所を特定する調査フローではない | | H27委託業務より | 「不明水発生箇所を把握するための調査フロー」に修正 |
| | | P1 & P4, P12~P14 下水道普及率88.8%と汚水処理人口普及率98.5%の2つの概念は一般県民に分からないため注釈すべき | | | 意見のとおり修正 |
| 北部流域下水道事務所 | Ⅱ 安全・安心 | P26 | また、高島市や東近江市のように、雨水整備に関する事業計画が未策定の市町もあります。 雨水整備には放流先となる河川の整備が不可欠であることから、河川整備と調整しながらの雨水整備の計画が重要となります。 が、これらの多くは下水道の放流先である一級河川の整備が前提となるものであり、河川改修事業との調整が必要です。 よって、今後は特に浸水被害が多い市町について、河川改修事業との調整を図りながら浸水対策事業を実施していく必要があります。 | 河川の未整備を雨水未整備の理由としすぎている。 | 意見のとおり修正 |
| | | P46 | このため、下水道の機能を維持し、事故・機能障害の発生を未然に防止することや、 施設の改築更新に伴う事業費を低減、平準化するためには、ストックマネジメント手法を用いた適正な維持管理(ストックマネジメント)を行い 改築更新を行い、下水道施設の健全度を良好に保 | ストックマネジメントは維持管理のみではない。 | 意見のとおり修正 |
| | Ⅲ 環境 | P63 | 活性汚泥循環変法などの処理方式の呼び名を統一すべき。 | 事業計画(認可)と青パンで呼び名が異なる。 | 「凝集剤添加循環式硝化脱窒法」、「凝集剤添加多段硝化脱窒法」に改めました。 |
| | | P72 表3-3-4 | 湖南中部 焼却:灰を埋め立て処分 焼却:灰を産業廃棄物処分 湖西 焼却:燃料化(セメント工場で利用) 燃料化:セメント工場等で燃料として利用 高島 脱水ケーキ:堆肥として利用 堆肥等として利用 | | 意見のとおり修正 |
| | | P81 | ◇下水道資源の有効利用(処理場を有する市町)と★下水熱の有効利用 | 下水熱の有効利用は処理場を有するかどうかに関係なく取り組むべき施策 | 下水熱の有効利用は、全市町が対象となるよう、表題を修正しました。 |